

Press Release

2019/12/25

令和2年度におけるレセプトの平均手数料は 1.60円引き下げ、59.90円/件に

支払基金は保険者の委託を受けて診療報酬に係る審査支払を実施しています。そのために必要な事務費は保険者によって負担される手数料で賄われています。具体的なレセプト1件当たりの手数料については、毎年度その額を保険者団体と支払基金との間で協議し、決定することとされています。

令和2年度における審査支払業務の手数料に関しては、11月以降、当該協議が行われ、その結果を踏まえ、今般、支払基金の収支予算に係る認可の権限を有する厚生労働省の了解を得ました。

1 平均手数料（手数料水準）

- レセプトの平均手数料^{※1}を**59.90円（税込）/件**と設定します。
これは、
 - ① 令和元年度予算（61.50円/件）と比較して**▲1.60円**
 - ② ピーク時の平成9年度決算（107.88円/件）と比較して**▲47.98円**となります。

※1 平均手数料は、年間を通した額で算出しています。

2 基本手数料（レセプト1件当たり）

- 実際にご負担いただく手数料(基本手数料)の額については、医科・歯科レセプトと調剤レセプトとの業務に係るコストの差を踏まえ、両者の割合がおおむね2対1となるよう、以下のとおりとします。

- ① **医科・歯科分 71.80円**（ ▲2.40円^{※2} ）
- ② **調剤分 35.90円**（ ▲1.20円^{※2} ）

※2 前年度比については、本年10月の消費税引き上げ後の単価との比較です。

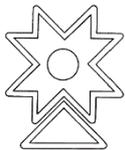
- なお、付加手数料について、令和2年度収支見込は、現行手数料を据え置いた場合に収支均衡となることから、令和元年度と同額とします。
- 以上により、令和2年度におけるレセプト区分ごとの1件当たりの手数料は、次のとおりとなります。

審査支払業務の手数料（令和２年度）

（単位：円）（税込）

| | 保険者がレセプト又は連名簿を受け取る形態 | | | | |
|-------|----------------------|----------|--------|------------------|-------|
| | オンライン分 | 電子媒体分 | 紙媒体分 | | 紙レセプト |
| | 電子レセ・連名簿 | 電子レセ・連名簿 | 電子レセプト | 連名簿 | |
| 医科・歯科 | 71.80 | 73.10 | 84.00 | 75.00 (76.30) | 71.80 |
| 調剤 | 35.90 | 37.20 | 48.10 | 39.10 (40.40) | 35.90 |

(注)かっこ内は、公費負担医療の実施機関が紙媒体のみならず電子媒体でも連名簿の受取りを希望する場合に係るものである。



社会保険診療報酬支払基金

—— 基本理念・私たちの使命 ——

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

<本件に関するお問い合わせ>

社会保険診療報酬支払基金 広報室広報課 E-mail:honbu@ssk.or.jp

TEL 03-3591-7441 内線(751 石井・752 小久保) FAX:03-3591-6708 <https://www.ssk.or.jp/>